

入 札 説 明 書

京都府中小企業技術センター

【委託業務名】 京都府中小企業技術センター庁舎清掃業務

【業務実施場所】 京都市下京区中堂寺南町 1 3 4 京都府中小企業技術センター

【現場説明】 入札説明書の配布をもってこれに替える。

- 1 公告日 令和7年5月26日（月）
- 2 入札説明書配布日 令和7年5月26日（月）から6月3日（火）まで
- 3 契約担当者 京都府中小企業技術センター所長 北垣 寛
- 4 契約担当課 京都市下京区中堂寺南町134
京都府中小企業技術センター 総務課
電話 075-315-2811
FAX 075-315-9497
- 5 業務の名称及び数量
京都府中小企業技術センター庁舎清掃業務 一式
- 6 業務実施場所
京都市下京区中堂寺南町134 京都府中小企業技術センター
- 7 業務内容
京都府中小企業技術センター庁舎清掃仕様書のとおり
- 8 委託期間
令和7年7月1日から令和10年6月30日まで（36ヵ月）
- 9 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
イ 契約年度を対象年度とする京都府の「ビル管理等委託業務競争入札参加資格者名簿」に掲載されている者で、「清掃業務」に登録されている者であること。
ウ 10で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。
- 10 一般競争入札参加資格審査の申請手続き
資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間

令和7年5月26日(月)から6月3日(火)までの間
(日曜日、土曜日を除く。)

イ 交付場所

4に掲げる場所

ウ 交付方法

交付期間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に交付する。
郵送による交付は行わない。

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間 (1)のアの期間に同じ。

イ 提出場所 (1)のイの場所に同じ。

ウ 提出方法

提出期間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参する。
郵送による提出は認めない。

エ 添付資料

申請書には、「ビル管理等委託業務(清掃業務)競争入札参加資格審査結果通知書の写し」及び「入札に参加することができない者ではないことの誓約書」を添付しなければならない。

オ 資料等の提出

申請書及び添付資料(以下「申請書等」という。)を提出した者に対し、資格審査の公平を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は、返却しない。

11 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に対し、一般競争入札参加資格審査結果通知書(以下「結果通知書」という。)により通知する。

12 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、11による資格審査の結果を通知した日から令和7年6月30

日までとする。

13 配布書類

- | | |
|---------------------------|-----|
| ① 入札説明書 | 1 部 |
| ② 京都府中小企業技術センター清掃業務仕様書 | 1 部 |
| ③ 京都府中小企業技術センター清掃業務委託契約書案 | 1 部 |
| ④ 質疑等用紙 | 1 部 |

14 書類の返却

上記の書類等は毀損・汚損しないようにし、入札後速やかに返却すること。

15 入札の手続き等

(1) 入札の日時及び場所

- ア 日時 令和 7 年 6 月 13 日（金） 午後 1 時 30 分から
イ 場所 京都府中小企業技術センター 1 階第 1 会議室

(2) 入札方法

- ア 入札書（別紙様式 1）は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。
- イ 代理人が入札する場合は、委任状（別紙様式 2）を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は、名称若しくは商号、代理人であることの表示及び当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなければならない。
- ウ 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「中小企業技術センター庁舎清掃業務入札書在中」と書き、封筒の開口部を封印すること。
- なお、開札後、予定価格の制限の範囲内に入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあってはこの限りでない。
- エ 入札参加者が 1 名であっても、原則として入札を執行する。
- オ 入札回数は 2 回までとする。
- カ 入札時刻に遅れた時は、入札に参加することができない。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について、押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(4) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行できないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(6) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。

(7) 入札書に記載する金額

落札決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額の合計額を入札書に記載すること。

(8) 開札

ア 開札は、(1) に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員以外の者は入場することはできない。

(9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(10) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

なお、無効な入札をした者（失格者を含む）は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人による入札

ウ 記名押印を欠く入札

エ 金額・氏名・印鑑及び重要な文字の脱落若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

オ 同一人にして同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）を

した者の入札

カ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

キ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ク その他入札条件に違反した者のした入札

ケ 再度入札時において、前回の入札のうち、最低の入札価格以上の価格で入札した者のした入札

(1 1) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が落札業者決定通知書に記載する期限までに契約を締結しないときは、当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

16 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

17 入札保証金 免除

18 違約金

落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を落札者から徴収する。

19 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。ただし、規則第 159 条第 2 項第 3 号（※）に該当する場合は、免除する。

20 契約書の作成の要否

要する（配布書類の委託契約書案を参照のこと）。

21 質疑・回答について

(1) 質疑書の提出

- ① 別添「質疑書」に記入の上、FAX送信にて行うこと。

質疑書提出期限 令和7年6月3日(火)午後5時

質疑回答 令和7年6月10日(火)午後5時までにFAX回答

なお、FAX送信時に送信した旨の電話連絡をすること。また、提出質疑がない場合も、「質疑事項なし」等記載し提出するとともにその場合も送信時に送信した旨電話連絡をすること。期限までに提出がない場合は質疑がないものとみなす。

提出先 京都府中小企業技術センター (FAX 075-315-9497)

(2) 質疑回答書の扱いその他

- ① 質疑及び回答書は、仕様書の一部として、入札条件になる。
② 質疑及び回答書の提出・交付に応じない者でも、その内容について全て承知したものととして入札を執行する。

(3) 現地調査

現地調査を行う場合は、事前に連絡し了解を得てから行うこと(令和7年6月3日(火)までの平日午前9時から午後5時まで(昼休みを除く。))

連絡先 京都府中小企業技術センター

電話 075-315-2811

22 その他

- (1) 1から21までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
(2) 落札決定後であっても、この入札に関して談合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。
(3) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。

※ 規則第159条第2項第3号

令第167条の5又は第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国又は地方公共団体と、当該契約と種類を同じくすると認められ、かつ、規模が同等以上である契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、当該契約をしないこととなるおそれがないと認められるとき。